

テイクアウトやテラス営業などのための 道路占用の許可基準を緩和します

国道及び県道の路上利用についても支援します。

下関市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の皆様に支援するための**緊急措置**として、沿道飲食店等の路上利用について国道及び県道と同様に占有許可基準を緩和します。

なお、国道及び県道の路上利用に関する相談についても支援します。



イメージ(佐賀県より提供)

今回の緊急措置のポイント

内容	<ul style="list-style-type: none">① 新型コロナウイルス感染症対策のための<u>暫定的な営業</u>であること② 「<u>3密</u>」の回避や「<u>新しい生活様式</u>」の定着に対応すること③ テイクアウト、テラス営業等のための<u>仮施設の設置</u>であること④ <u>施設付近の清掃等</u>にご協力いただけること
主体	関係団体※ ¹ による一括占有※ ² ※ ¹ 地元関係者の協議会、地方公共団体が支援する民間団体など ※ ² 個別店舗ごとの申請はできません。
場所	道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼさない場所 ※ 歩道上においては、交通量が多い場所は <u>3.5m以上</u> 、その他の場所は <u>2m以上</u> の歩行空間の確保が必要です。 ※ 沿道店舗前の道路にも設置可能です。
占用料	免除 (施設付近の清掃等にご協力いただけている場合)
占有期間	令和2年11月30日まで

【お問合せ】

下関市建設部道路河川管理課 (電話083-231-1370)

菊川総合支所建設農林課 (電話287-4012)

豊浦総合支所建設農林水産課 (電話772-4026)

豊田総合支所建設農林課 (電話766-1054)

豊北総合支所建設農林水産課 (電話782-1932)